地方公共団体の危機管理に関する懇談会
【第１０回会合】

日時：平成１８年１１月１４日（火）
１５時００分～
場所：都道府県会館
１０１大会議室

配　付　資　料

資料１　地方公共団体の危機管理に関する懇談会の開催について

資料２　東京のＮＢＣ消防対策の現況（東京消防庁）

資料３　地下鉄サリン事件を踏まえた政府の主な対応（内閣官房）

資料４　新型インフルエンザ　（国立感染症研究所）

資料５　関係省庁新型インフルエンザ対策訓練について（厚生労働省）

資料６　北朝鮮による弾道ミサイル発射事案（H18.7.5）及び
核実験実施発表事案（H18.10.9）に関する
内閣官房（安全保障・危機管理担当）の対応状況（内閣官房）

資料７　北朝鮮によるミサイル発射事案（18年7月）及び
核実験事案（18年10月）に係る消防庁の対応について（消防庁）

資料８　消防庁・地方における取組みについて（消防庁）

資料１

地方公共団体の危機管理に関する懇談会の開催について
（旧「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」からの改組）

１　趣　旨

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成１６年法律第１１２号）の成立後、総務省消防庁では、都道府県及び市町村における国民保護モデル計画の作成に当たり、事態の想定、武力攻撃の状況等に応じた避難の方法等について、幅広い視点から御意見をいただくことを目的として、「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」（平成１６年８月総務大臣決裁）を開催してきたところである。

その後、地方公共団体における国民保護計画の作成は概ね順調に進捗しているが、近年、多くの地方公共団体においては、危機管理担当の幹部職員を専任で配置し、国民保護法に係る武力攻撃事態等への対処はもとより、自然災害や大規模事故、新たな感染症対策等への一体的・総合的対応を図る体制を整えている。また、これらの危機管理等に対する地方公共団体の具体的活動においては、初動体制の確立や情報の的確な収集・分析等、共通する課題も多い。

このため、引き続き国民保護に係るテーマを中心としつつ、上記の各種危機管理事案等への対応についても幅広い視点から御意見をいただくことを目的として、従来の「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」（平成１６年総務大臣決裁）を改組し、「地方公共団体の危機管理に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）を開催することとする。

２　構　成

懇談会は、別紙に掲げる有識者より構成し、総務大臣が開催する。

３　運　営

（１）懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
（２）その他、運営に関し必要な事項は座長が定める。
（３）懇談会の庶務は、関係省庁の協力を得て、消防庁国民保護・防災部国民保護室において処理する。

（別　紙）

地方公共団体の危機管理に関する懇談会委員

座　　長	石　原　信　雄	地方自治研究機構会長、元内閣官房副長官
座長代理	秋　本　敏　文	日本消防協会理事長、元消防庁長官
座長代理	大　森　　彌	東京大学名誉教授
	石　川　嘉　延	静岡県知事、全国知事会災害対策専門委員長
	石　村　英二郎	日本放送協会理事
	井　芹　浩　文	共同通信社論説委員長
	川　島　正　英	NPOスローライフジャパン理事長、 地域活性化研究所代表
	倉　田　　毅	富山県衛生研究所所長、前国立感染症研究所所長 （新規）
	齋　藤　忠　夫	東京大学名誉教授、トヨタIT開発センターCTO
	斎　藤　　博	全国市長会行政委員長、埼玉県所沢市長
	重　川　希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
	杉　田　和　博	前内閣危機管理監
	関　口　和　重	全国消防長会会長、東京消防庁消防総監
	西　元　徹　也	NPO日本地雷処理を支援する会会長、 元統合幕僚会議議長
	高　木　繁　光	北海道消防協会会長
	林　　春　男	京都大学防災研究所教授
	林　　麗　子	鹿児島県婦人防火クラブ連絡協議会会長
	平　野　敏　右	千葉科学大学学長
	福　澤　　武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会 会長、三菱地所会長
	ﾏﾘ・ｸﾘｽﾃｨｰﾇ	国連ハビタット親善大使
	南　　直　哉	東京電力顧問
	山　本　文　男	全国町村会長、福岡県添田町長
	山　本　保　博	日本医科大学救急医学主任教授

資料2

東京のNBC消防対策の現況

- 東京消防庁　Tokyo　Fire　Department
- 三好和人　Miyoshi　Kazuto

日本が経験した主なNBC災害

- 松本サリン事件　　１９９４．６．２７
- 東京地下鉄サリン事件　１９９５．３．２０
- JCO核燃料臨界事故　　１９９９．９．３０

化学剤（化学兵器関連）

- 神経剤
  タブン、ソマン、VX、サリン
- びらん剤
  硫黄マスタード、ルイサイト
- 窒息剤
  ホスゲン、塩素、クロルピクリン、PFIB
- 血液剤
  シアン化水素、塩化シアン

有毒物質に曝露したら・・・・

- 着ている物を脱がせる
- 付着物を拭き取る

- 大量の水（温水）で洗い流す
- 拮抗剤の投与

東京・地下鉄サリン事件

除染による二次三次災害の防止

地下鉄サリン事件における自衛隊との連携活動

汚染車両の除染状況

JCO核燃料施設の臨界事故

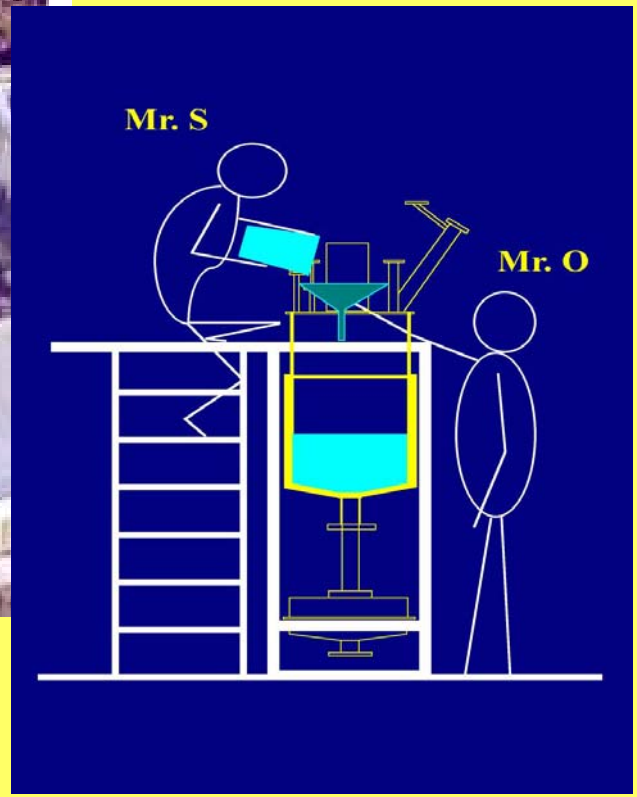

サリン事件による教訓

- NBC専門部隊の新設
- 測定資器材の増強
- 除染設備の導入
- NBC教育の強化
- 特殊災害支援体制
- 関係機関との連携強化

NBC専門部隊の新設

資器材の増強

除染資器材の導入

医療機関との合同訓練　①

一次トリアージ場所での治療（救命措置）

医療機関との合同訓練　②

医療機関との合同訓練　③

除染テント内の連携活動

東京DMAT合同訓練

警視庁との合同訓練

携帯式化学ガス検知器（ケミプロ100）

携帯型化学剤検知器

3HR HCS
ON/
OFF
SELEC
BAE SYSTEMS

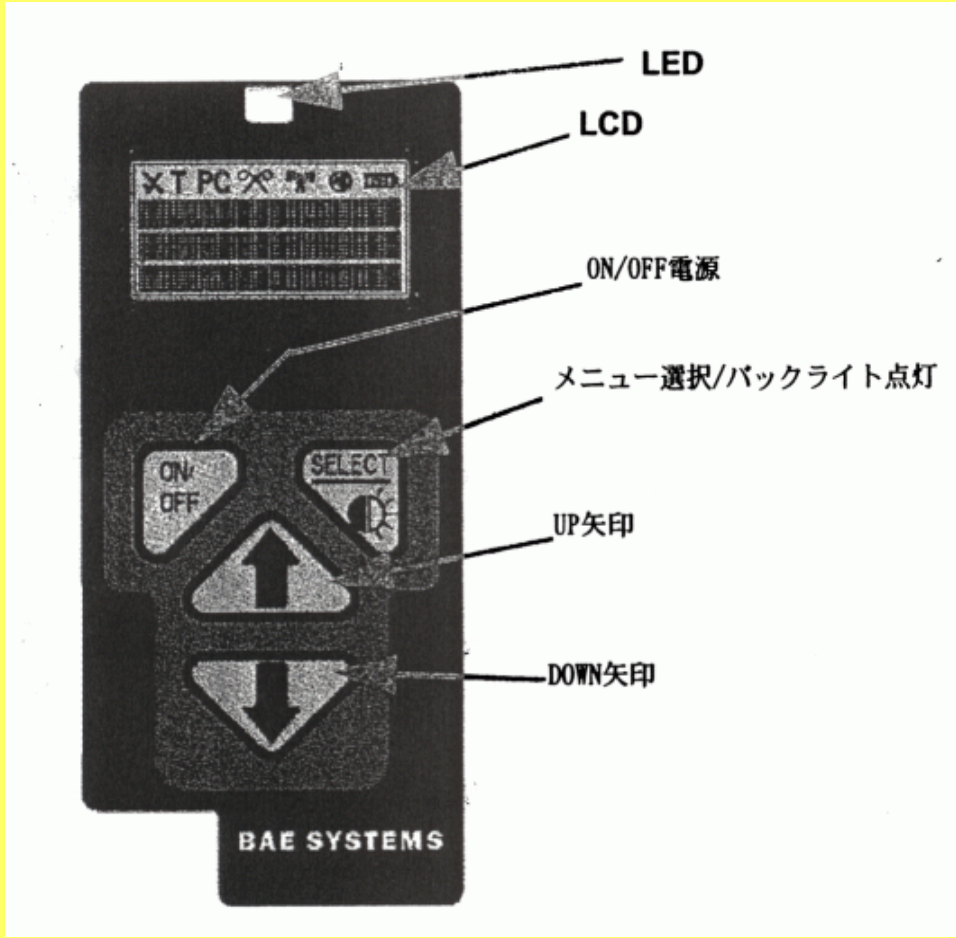
LED
LCD
ON/OFF電源
メニュー選択/バックライト点灯
UP矢印
DOWN矢印
ON/
OFF
SELECT
BAE SYSTEMS

質量分析装置（GC/MS）

- 車両に積載し、約7万種類の化学物質を特定できる。

- 複数の化学物質が混ざった混合物に対しても、高精度で分析できる。

- 液体あるいは個体（土壌）の資料も分析可能である

HAPSITE

- 可搬式GC－MS
- １０万種類の物質分析
  （ガス状化学物質）
- ヘビーデューティ仕様
- 大げさな搬送車両不要

HazMat　ID

- 温度･湿度条件に強い
- マルチ電源（商用電源･Li･ionバッテリー）
- 軽量（10kg）
- 水中でも使用可能（水除染ができる）
- 短時間で高精度分析

AP2C

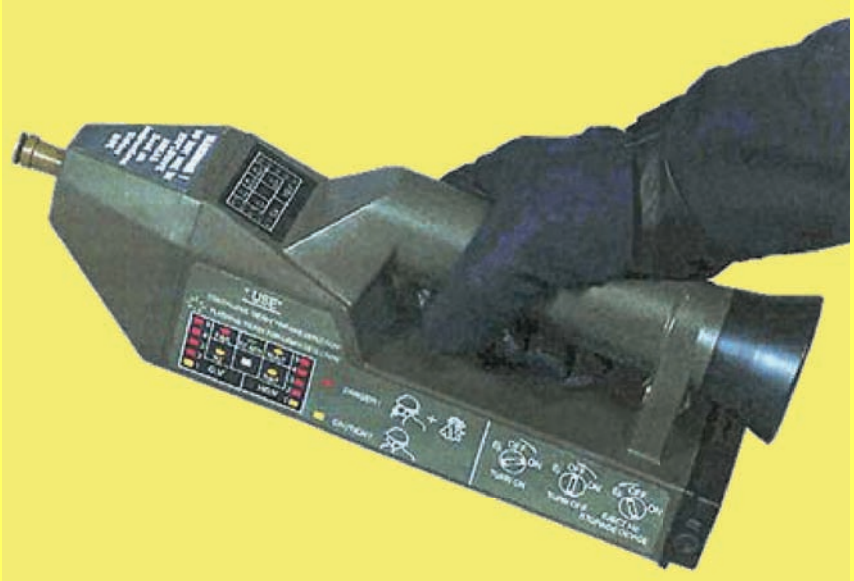

AP2C

FAIL
SCAN
WAIT
BT
BAT
G.V
HD.V
DANGER!
CAUTION!
OFF
ON
TURN ON
TURN OFF
EJECT HD
STORAGE DEVICE

N(放射線災害)資器材

中性子線警報器

中性子線測定器

広域線量率計

automess
S/N 98335
0,10
6150 AD 1
Measuring range 1µSv/h-1000 mSv/h
Energy range 45 keV-3MeV

放射能防護服　陽圧防護服　毒劇物防護服

防毒マスク･N95マスク

B(生物剤)資器材

生 物 剤 検 知 器
バ イ オ ガ ー ディ ア ン

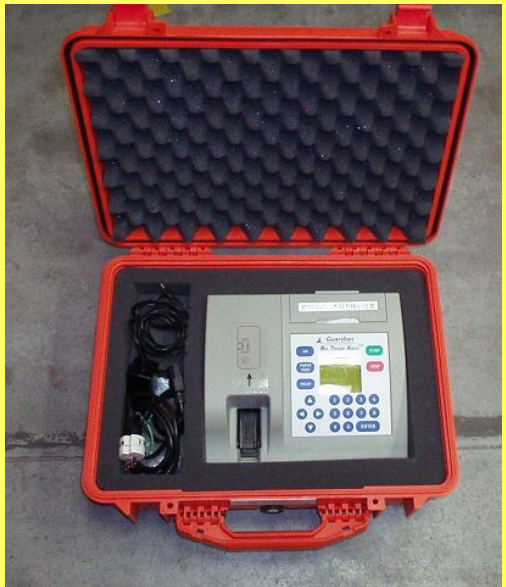

炭疽菌、リシン、ボツリヌス毒素

ブドウ球菌、ペスト、天然痘

バイオガーディアンテストストリップ

陽性

陰性

無効

除染テント（要救助者用）

除染テント（要救助者用）

除　染　資　機　材

除染シャワー隊員用

※　毛布、非常用担架、膨張テント、防水シート、ボンベ等の要請・活用にも配意

洗顔器

散布器

除染テント(要救助者用）

除染テント(隊員用）

配置隊　２、３、８各機動部隊、その他7　ST隊

計　１０隊に配置

除染テント、シャワー

資料3

地下鉄サリン事件を踏まえた政府の主な対応

政府の対応①：サリン使用犯罪への緊急対応策及び再発防止策

※緊急に実施した関係各省庁の対策を内閣官房が取りまとめたもの

政府の対応②：内閣による危機管理機能強化

※内閣官房を中心に順次推進したもの

平成18年11月14日

内閣官房

地下鉄サリン事件（地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件）の概要等（1/2）

（1） 事件の概要

平成7年3月20日午前8時頃、営団地下鉄（当時）日比谷線、丸ノ内線、千代田線の3路線において、車両内に新聞紙に包んだ液体入りの容器が置き去られ、複数の車両及び築地駅、霞ヶ関駅等の構内に猛毒ガス（サリン）が流出し、乗客、駅職員等12人が死亡、約5000人が負傷する事件が発生

【各路線毎の犯行状況】

◆ いずれの路線でもサリン入りのビニール袋（1個あたり500又は600g）を先端を尖らせた傘で突き刺し、サリンを流出気化させて電車内等に発散

＜日比谷線＞（中目黒行）
死者：8名
犯行場所：秋葉原駅～築地駅
サリンの量：3袋

＜日比谷線＞（東武動物公園行）
死者：1名
犯行場所：恵比寿駅～神谷町駅
サリンの量：2袋

＜丸ノ内線＞（荻窪行）
死者：1名
犯行場所：御茶ノ水駅～中野坂上駅
サリンの量：2袋

＜丸ノ内線＞（池袋行）
死者：なし
犯行場所：四ッ谷駅～池袋駅～霞ヶ関駅
サリンの量：2袋

＜千代田線＞（代々木上原行）
死者：2名
犯行場所：新御茶ノ水駅～霞ヶ関駅
サリンの量：2袋

※その他いずれの路線でも多数の負傷者発生

地下鉄サリン事件（地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件）の概要等（2/2）

（2）事件当日における主な関係機関の対応

【内閣官房】

・ 警察庁等関係機関との連絡体制の構築

【自衛隊】

・ 自衛隊は、化学防護隊などを派遣し、毒性ガスの検知及び除染などを行うとともに、医官などを派遣し、医療活動を実施。

【警察】

・ 警視庁は、機動隊員等約11,000人を派遣し、負傷者の救出、交通規制等の活動を行うとともに、現場鑑識活動を実施。

・ 事件発生日午前9時、築地警察署に約300人体制の捜査本部を設置し、防犯カメラの映像の分析、薬品等の遺留物件の入手経路の解明等の捜査を実施。

【消防】

・ 東京消防庁は、救急隊、化学機動中隊等延べ340隊、1,364人が出動して、傷病者の救出、救護活動や有毒ガスの分析、液体の洗浄活動に従事。

・ 救急隊は131隊出動し、救護した被災者692人のうち688人を医療機関に搬送。

【運輸省】

・ 鉄道局に「営団地下鉄有毒ガス事件に関する緊急対策本部」を設置。

・ JR7社及び鉄道関係団体並びに全運輸事業者に対して警戒態勢を執るよう指示。

政府の対応①：サリン使用犯罪への緊急対応策及び再発防止策(1/5)

平成7年4月6日、内閣に「サリン問題対策関係省庁連絡会議」を設置

【会議の目的】
- サリン問題に関する関係行政機関相互の緊密な連携の確保
- 地下鉄サリン事件と同種事案の再発防止
- 当該同種事案が再発した際の被害の防止

【参加省庁（当時）】

内閣官房、警察庁、防衛庁、科学技術庁、環境庁、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省

平成7年4月19日、同連絡会議で関係省庁が一体となって推進する対策を申し合わせ

【主な申し合わせ事項】

① サリン使用犯罪の再発防止のための対策
- 化学兵器禁止法の周知などサリンの原料となり得る物の管理等
- 警戒警備の強化徹底や事業者に対する自主警備の要請　等

② サリン使用犯罪発生時の緊急措置のための対策
- 関係行政機関相互間等の連絡体制の強化など初動体制の確立
- サリン解毒剤の確保などサリン被害に対する医療体制の整備　等

平成7年4月21日、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」を制定

平成8年3月18日　同連絡会議でフォローアップを実施

平成13年4月16日、再度フォローアップを実施

政府の対応①：サリン使用犯罪への緊急対応策及び再発防止策(2/5)

(1)関連法令の整備・運用

【サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年4月21日法律第78号)】

- サリン等を発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期又は2年以上の懲役。
- サリン等(サリン及びサリン以上又はサリンに準ずる毒性を有するものなど)の製造、所持、譲渡、譲受を禁止。
- サリン等又はその疑いのある物質が発散された場合における警察官、海上保安官又は消防吏員による措置(警職法・消防法等を活用し、連携して対処)等を規定。

【化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年4月5日法律第65号)】

- 化学兵器の製造の用に供されるおそれのある毒性物質及び毒性物質の原料物質の製造、使用、譲渡、運搬等に関する規制(所管官庁の許可又は所管官庁への届出)について規定。

(2)サリンの原料となり得る物の管理等

【厚生省(厚生労働省)】

- 各都道府県に対し、毒劇物等の適正な保管管理等に関する点検、毒物・劇物を販売又は譲渡する場合における譲渡先の確認等について、関係営業者等を指導するよう要請。
- 関係営業者等に対し、サリンの原料となる毒劇物の流通実態について調査を実施。

【通商産業省(経済産業省)】

- 社団法人日本化学工業協会等の関連業界団体に対し、毒性物質及びその原料物質の管理が各事業者において適切に行われるよう要請。

政府の対応①：サリン使用犯罪への緊急対応策及び再発防止策(3/5)

(3)警戒警備の強化

【警察庁】

- 各都道府県警察に対して、多数の人が集まる場所に対する警戒警ら活動の強化、職務質問の徹底等を指示。
- 各都道府県警察に対して、公共の場所の管理者等と、自主警戒体制等の強化、不審者・不審物等発見時における迅速な通報体制の確立について、緊密な連携を取るよう指示。

【自治省(総務省)】

- 全都道府県消防防災主管部長及び全消防機関に対し、多数の人が集まる場所を中心に消防ポンプ車を巡回、配置するなど、警戒体制の強化について協力を要請。

(4)サリン被害に対する医療体制の整備

【厚生省(厚生労働省)】

- 各都道府県に対し、有毒ガス中毒患者に対する処置・治療に関する情報を提供し、救急救命センターに周知するよう連絡。
- サリン中毒治療薬の生産状況、在庫状況を把握するとともに、警察庁・消防庁と緊密な連絡をとり、緊急時の連絡及び緊急車両等による配送等について協力体制を構築。
- 薬物中毒に関する専門家リストを作成し、救急医療関係者等に情報提供。
- 高度救急救命センターに元素分析装置を始めとする分析機器を配備。

政府の対応①：サリン使用犯罪への緊急対応策及び再発防止策(4/5)

(5)初動体制の確立

① 連絡体制の確立

【警察庁】

・ 消防庁、防衛庁に対して、毒ガス使用事件発生時における警察官との緊密な連携による被害者救助活動について要請を行い、この要請に基づく連絡、協力体制を徹底。

・ 厚生省に対して、サリン使用犯罪発生時において医療機関が多数の被害者に対応できる治療薬を備え付けることについて要請を行い、この要請に基づく連絡、協力体制を徹底。

【自治省(総務省)】

・ 政令指定都市消防本部に対して、多数の傷病者の発生が予想されるサリン事件類似の事象に関する情報入手した場合には、直ちに消防庁に報告するよう依頼。

② 対処体制の確立

【警察庁】

・ 警視庁等にNBCテロに対応するための専門部隊を創設。

【防衛庁】

・ 化学剤により引き起こされた災害にも有効に対応しうる化学防護衣等の整備を継続。

【自治省(総務省)】

・ 主に特殊な災害に対応するための特殊災害部隊を緊急消防援助隊の部隊編成に追加。

・ 化学災害担当消防職員に係る教育訓練を防衛庁に委託。

政府の対応①：サリン使用犯罪への緊急対応策及び再発防止策(5/5)

(5)初動体制の確立

③ 避難誘導体制の強化

【警察庁】

・ 各都道府県警察に対して、以下のようなサリン等発見時の避難誘導方法を指示。
  ① 立入禁止区域をできるだけ広範囲に設定し、二次災害を防止。
  ② 現場の通行人、住民を速やかに避難させる。

・ 各都道府県警察が、公共交通機関その他多数の人が集まる場所の施設管理者に対し、有事の場合の警察との連携を図り、的確な避難誘導体制の確立について指導。

(6)その他

【内閣官房・警察庁・厚生省(厚生労働省)】

・ 「重大ケミカル・ハザード専門家ネットワーク」の発足

【通商産業省(経済産業省)】

・ 日本百貨店協会等に対して、自主警備の一層の徹底のため、防犯カメラの設置、緊急時の避難誘導方法等についてのマニュアルの整備等について要請。

【科学技術庁(文部科学省)】

・ 毒ガス防護に関する一般市民向け啓発資料を国立試験研究所等の関係団体に周知。

政府の対応②：内閣による危機管理機能強化(1/5)

平成9年5月1日 「内閣の危機管理機能の強化に関する意見集約」（行革会議中間整理）

平成10年4月7日　内閣危機管理監の設置

平成10年4月10日 「重大テロ等発生時の政府の初動措置について」（閣議決定）

平成10年4月30日　危機管理関係省庁連絡会議の設置

平成12年8月1日　NBCテロ対策会議の設置

平成13年4月16日 「NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について」（危機管理監決裁）

※上記は、「大量殺傷型テロ事件発生に行うべき措置について」（平成11年3月23日・危機管理監決裁）を発展させたもの

平成13年11月22日 「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」（NBCテロ対策会議）

政府の対応②：内閣による危機管理機能強化(2/5)

(1)内閣危機管理監の設置

○　阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件等を踏まえ、「行政改革会議」における議論の中で、「内閣官房に危機管理を専門的に担当する官房副長官に準ずるクラスの職をおくこと」などといった意見集約がなされた。

○　このような議論を踏まえ、平成10年4月、内閣危機管理監を設置。

(2)「重大テロ発生時の政府の初動措置」の閣議決定

○　平成10年4月、政府は、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがあるテロリズム（重大テロ）等に対する、政府が一体となった初動措置について閣議決定。

【閣議決定の概要】

1　発生時の措置　・・・　事案発生時においては、関係省庁が内閣情報調査室を通じて 総理、官房長官等に迅速に報告し、対処体制を確立。

2　対策本部の設置等　・・・　総理の判断により、内閣に総理又は官房長官を本部長とする対策本部を設置し、基本的対処方針等を協議決定。

3　初動措置の推進　・・・　関係省庁は、基本的対処方針等に立脚し、人命救助、警察活動への協力、国民への情報提供、外国政府への協力要請等を推進。

政府の対応②：内閣による危機管理機能強化(3/5)

(3)危機管理関係省庁連絡会議・NBCテロ対策会議の設置

○ 平成10年4月、政府の総合的かつ統一的な危機管理機能の強化を図るため、内閣に危機管理関係省庁連絡会議（主宰者：内閣危機管理監）を設置。

○ また、平成12年8月、連絡会議の下に、NBCテロ対策に関する関係省庁局長級会議：「NBCテロ対策会議」を設置。

【会議の目的】

地下鉄サリン事件に代表されるNBC兵器を使用した大量殺傷型のテロの発生に備え、被害管理及び発生の防止を目的として政府全体の施策を取りまとめること。

【参加省庁（当時）】

警察庁、防衛庁、科学技術庁、外務省、厚生省、通産省、海上保安庁及び消防庁

※必要に応じその他の省庁の参加を得る。

【主要検討項目例】

① 政府全体としての関係省庁の役割・責任分担の明確化及び緊急時現場対処マニュアルの策定

② 専門家ネットワークの構築及び原因物質の分析・特定体制の強化

③ 現場調整メカニズム・大量搬送・医療指導・医薬品等の備蓄体制の整備

④ 発生防止対策の強化（生物剤の管理体制及び核物質セキュリティ対策）

政府の対応②：内閣による危機管理機能強化(4/5)

(4)「NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について」の作成

○ 「重大テロ事件等発生時の政府の初動措置について」に基づく対応マニュアルを作成するため、NBCテロ対策会議における検討等を経て、平成13年4月、「NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について」を作成。

【マニュアルの概要】

1 情報連絡体制の整備 ・・・ 内閣情報集約センターを通じてテロ事案情報を官邸・関係省庁に連絡。内閣官房による連絡体制表の作成・配布。兆候事案情報等の共有。

2 官邸対策室の設置等 ・・・ テロ事案情報の報告を受けた際には危機管理センターに官邸対策室を設置し、情報の集約、関係省庁間の総合調整等を実施。
必要に応じ、緊急参集を実施し、初動対処等について協議を実施。

3 対策本部の設置等 ・・・ 総理の判断により、危機管理センターに対策本部を設置。必要に応じ、現地対策本部を設置。

4 広報 ・・・ 対策本部等は、事件の再発防止、社会不安の解消、国民による協力の確保等の観点から、的確な広報に努力。報道機関に対しても、必要な協力を要請。

5 関係省庁等における対策の推進 ・・・ 放射性物質、化学剤及び生物剤に関する専門家ネットワークの構築。救助・原因物質特定・除汚等に関する現場対処マニュアルの策定。現地関係機関による協議・調整。

（参考）NBCテロ対策関係省庁役割分担表

	警察庁	防衛庁	消防庁	法務省	外務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	海上保安庁	環境省
脅威の評価	○	○		○	○		○				○	
被害情報の集約	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
原因物質の分析・特定	○	○	○			○	○	○	○		○	○
治療関連情報の提供	○	○	○			○	◎		○			
専門家の派遣等	○	○	○			○	○		○			
専門家の搬送への協力	○	○	○								○	
被害者の搬送	○	○	○								○	
被害者の治療		○				○	◎					
医薬品の備蓄		○				○	◎					
医薬品の搬送への協力	○	○	○								○	
警察・消防活動への協力	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
外国政府等との連絡					◎							
国民への情報提供	○		○		○	○	○	○	○	○	○	
環境等への影響評価						○						○
再発の防止	◎		○			○	○	○	○	○	◎	
原因物質の管理	○		◎			◎	◎	◎	◎		○	○
被害者への対応	○			○		○	○					

注1：◎は主として対応に当たる省庁、○は関係する省庁を示す。
注2：◎及び○については、それぞれの省庁の特性を生かし、N、又はCのいずれかひとつの分野でも該当するものを挙げている。
注3：内閣官房及び内閣府は、全体の調整を行う。

政府の対応②：内閣による危機管理機能強化(5/5)

(5)NBCテロ現地関係機関連携モデルの作成

○　第2回NBCテロ対策会議において「現地関係機関等の連携確保に向けた措置」等が課題として指摘されたことを踏まえ、平成13年11月、同会議幹事会において、化学テロが発生した際の現場対処を典型例とした、警察・消防・自衛隊・医療機関・地方団体等の現地関係機関等の基本的連携モデル：「NBCテロ現地関係機関連携モデル」をとりまとめ。

＜連携モデルの例：救助・救急搬送、救急医療における連携モデル＞

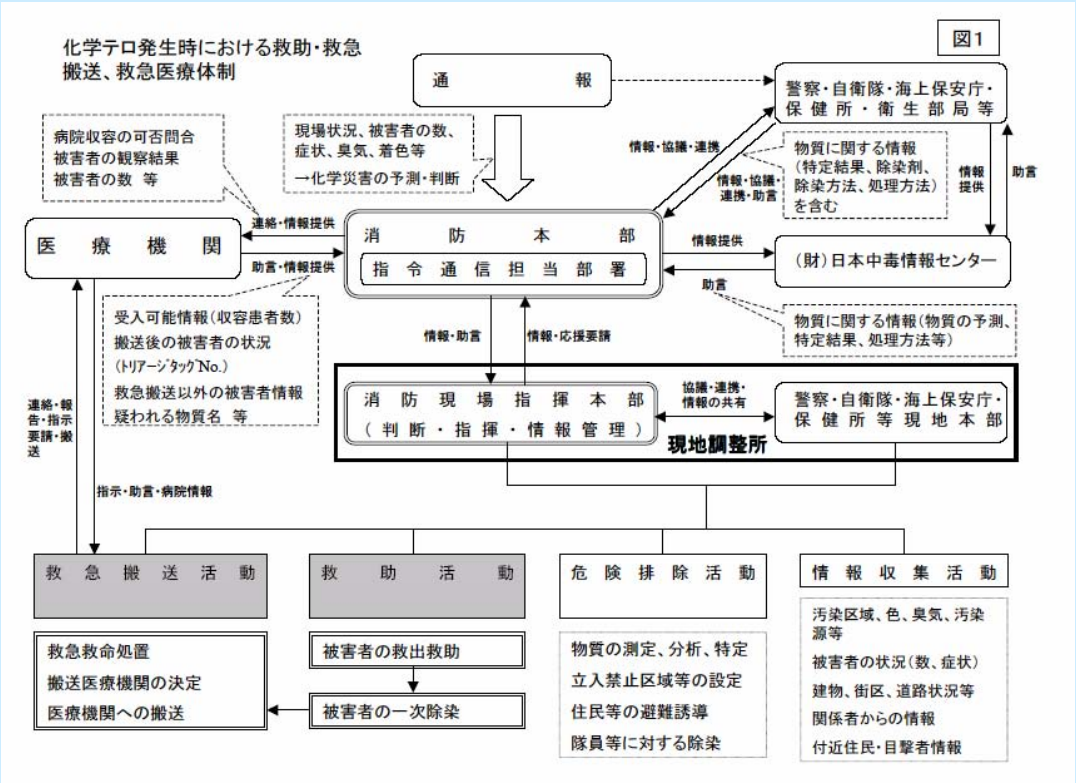

【モデルの概要】

○　消防本部指令通信担当部署を中心とした情報の集約と現場との連携
- 消防現場指揮本部との情報交換
- 医療機関との連携（現場情報の提供、医師派遣要請、患者の状況等の医療情報の収集）
- 日本中毒情報センターへの医療情報等の提供
- 警察、保健所等との連携

○　救助・救急搬送、救急医療に係る対応能力を超えるような場合には、緊急消防援助隊等の広域支援を要請

○　自衛隊等の派遣要請

資料4

新型インフルエンザ

国立感染症研究所感染症情報センター
岡部信彦

平成18年11月14日

江戸時代、
天下の横綱谷風は、
はやりかぜにかかり
本場所を休んでしまった

谷風もやられた
はやりかぜ

江戸時代の人々は
はやりかぜがくると
たにかぜとよんだ

医療生始（天保六年：1835）
　印弗魯英撒
　（いんふりゅえんざ）

インフルエンザ

シーズン	報告患者数（5000定点）	推定患者数	超過死亡数
2002/2003	118万人	1,485万人	11,000人
2003/2004	77万人	923万人	2,400人
2004/2005	150万人	1,770万人	15,100人
2005/2006	96万人	1,116万人	6,800人

人のインフルエンザの原因

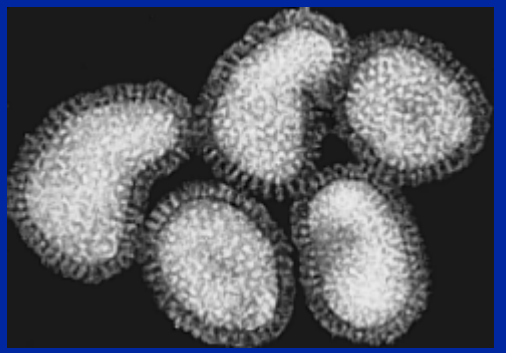

- インフルエンザウイルスの感染による

A型	ソ連型（H1N1）	流行する
	香港型（H3N2）	流行する
B型		流行する

- A型インフルエンザウイルスは
  144種類の亜型（HA16種類、NA9種類）が存在する
- 動物に分布、ことに鳥に多い → 鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザ

- カモ（水禽類）はすべて（144種類）のインフルエンザウイルスを保有
- カモは消化管でウイルスが増えるが、発病しない
- 渡り鳥として世界各地を移動、ウイルスを運ぶ
  （カモが元かも・・・・・・！）

- 鶏やアヒル（家禽類）が、水辺などで鴨の糞からカモのインフルエンザウイルスの感染を受ける（水系感染）

- 鶏などにとっても
  1．感染しても病気にならないウイルスがある
  （低病原性鳥インフルエンザ: LPAI）

新型インフルエンザウイルスの登場
－鳥からブタを介してヒトへ－

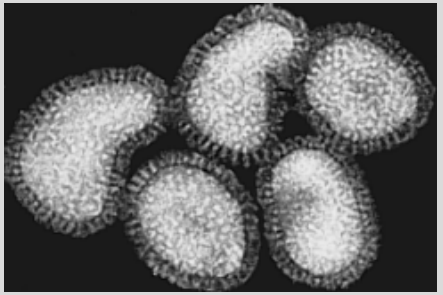

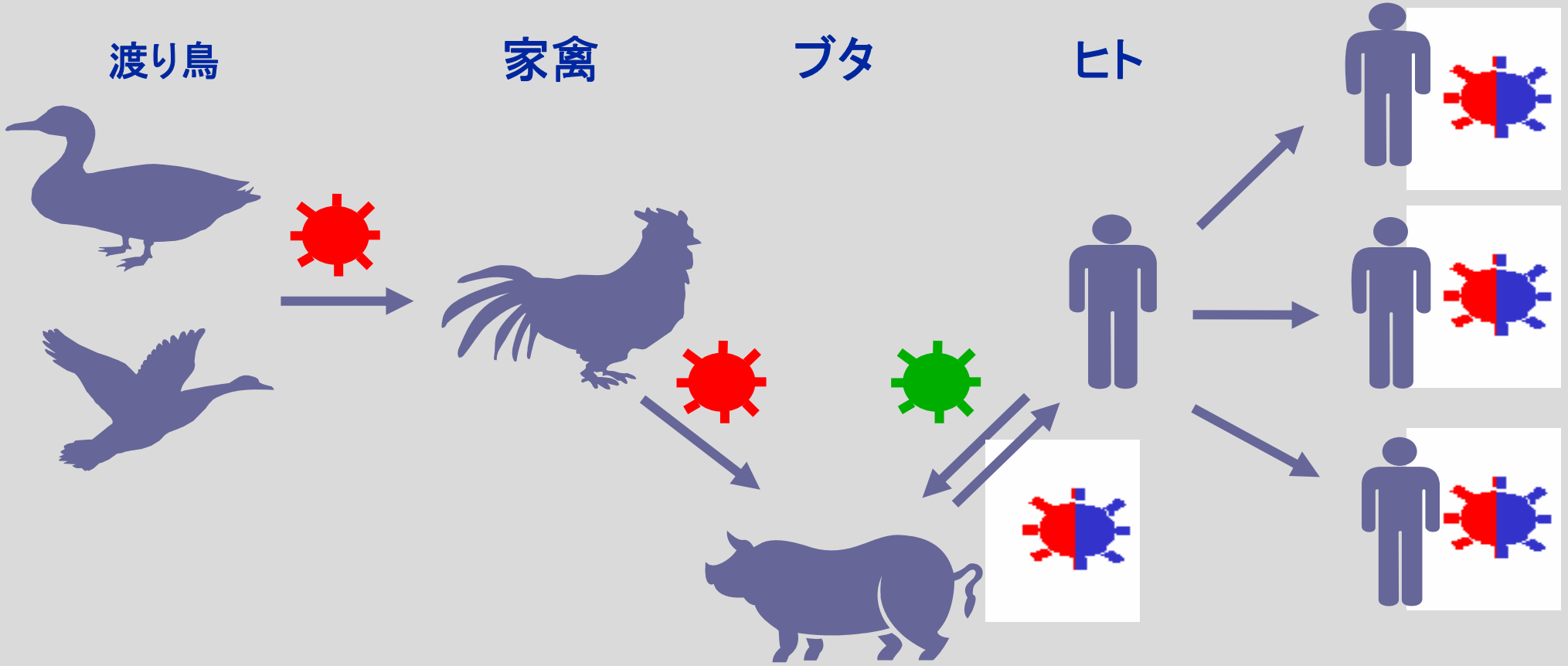

これまでの新型インフルエンザ登場の歴史

Credit: US National Museum of Health and Medicine

1918年　スペイン型

2000－4000万人死亡

A(H1N1)

1957年　アジア型

100－400万人死亡

A(H2N2)

1968年　香港型

100－400万人死亡

A(H3N2)　現在も流行中

西班牙感冒遂に
交通機關に影響
長野では從業員不足で臨時貨物列車を中止す
▽中管でも局長、運輸課長
▽を初め多數の缺勤者あり

▲中管局に

▲東京驛だ

▲東部管理

▲大半休業

▲各驛へ患者
調査命令
新宿驛員は大部分病人

▲此割合にて

▲模樣により

東京朝日新聞　大正7年10月31日

▲電信事務も
大故障
全國に亙り患者續發す

▲小谷局長談

東京朝日新聞　大正7年10月31日

讀賣新聞　大正8年2月8日

鳥インフルエンザ

- 鶏やアヒル（家禽）は、鴨の糞などから
  鳥インフルエンザウイルスをもらう

- 鶏などにとっては
  1．感染しても病気にならないウイルスがある
  （低病原性鳥インフルエンザ: LPAI）

  2．感染によって鶏などがたちまち死に至るほど強い
  ウイルスもある
  （高病原性鳥インフルエンザ: HPAI　H5,H7）

鳥インフルエンザの公式発表にもとづく分布 （2004年6月以降）

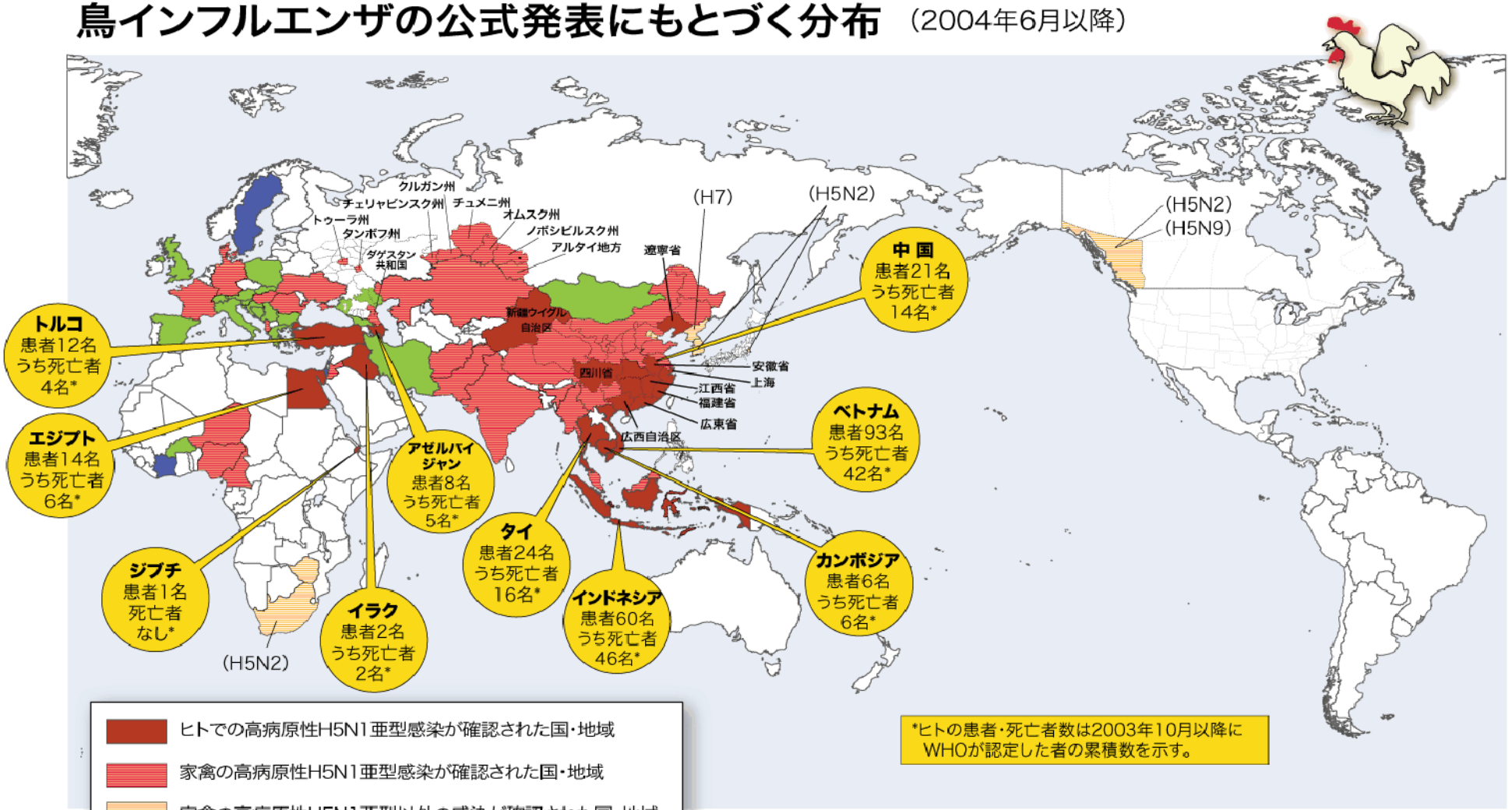

注）輸入された鳥からのウイルス分離は輸入国内の感染に含めない。

（WHOとOIEの情報をもとに感染症情報センターが作製：更新日 2006/8/23）

ベトナム・タイにおけるヒトH5N1例の臨床的特徴

- 臨床症状
  - 高熱 (>38 C)
  - 咳
  - 呼吸困難
  - 下痢
- 急速に進行する肺炎
- 高い致死率
  - 発症から死亡まで:
    6–17 日 (中間値 9 日)

24-01-04

26-01-04

感染危険因子

- 死亡鳥との直接接触
  (OR= 11.0, 2.7-45.4)
- 病鳥との直接接触
  (OR= 9.2, 2.3-37.2)

- 飛んでいる鳥を見たり、元気な鶏類からの感染例はない
- 院内感染はほとんどない（搬送者の感染もない）

鳥インフルエンザウイルス感染を疑う場合
（新型インフルエンザではありません）

- 急な発熱（38度以上）
- 全身倦怠感、筋肉・関節痛
- 鼻水・咳などの呼吸器症状
- **病鳥・死鳥、流行地で肺炎症状のある人との接触**
- 下痢を伴う
- 白血球数・血小板数減少
- 急激に肺炎症状を来す

- **念のための防護は必要**

鳥インフルエンザ

↓

たまに人に感染しても、

人から人へは広がらない

（ウイルスの遺伝子の構造が違うから）

鳥インフルエンザ

↓

たまに人に感染しても、
人から人へは広がらない
（ウイルスの構造が違うから）

↓

遺伝子構造が変化すると（変異すると）
人から人にうつりやすくなることがある

↓

人にとって新型のインフルエンザの誕生

新型インフルエンザの登場
→　パンデミック（地球規模で多くのヒトが感染）

- どのくらいの規模かは、分からない
- うまくすれば小規模

- しかし、導火線に火はついている（火は消せない）

- であれば、備えをしておく必要がある
  備えるときは、「ぼや」ではなくて「大火事」に備える
  数十年に一度見舞われるかどうかの地震や津波に備える
    火事・地震・津波などは、地域限定・短時間
    新型インフルエンザの流行は、全国的・長時間

＊日常の（インフルエンザの）監視を忘れてはいけない

パンデミックに備える

- パンデミックを止めることはできないだろう
- 健康被害を最小限に抑える
- 社会の被害を最小限に抑える

- 流行の拡大を少しでも遅らせる（時間を稼ぐ）

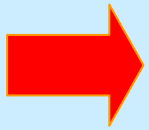

- 日常の監視
- 医学的介入
  - 抗ウイルス薬備蓄
  - ワクチン開発
- 非医学的介入
  - 社会活動の一時低下
  - 隔離と行動制限
- 日常医療の維持
- 指揮命令系統の明瞭化
- 多くの人の理解を得る

WHOのフェーズ分類（国立国際医療センター川名医長）

フェーズ	定義	イメージ	呼称
1	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトに感染する可能性を持つウイルスが動物から検出される。	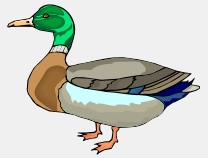	鳥インフルエンザ
2	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクの高いウイルスが動物から検出される。	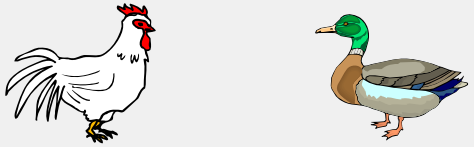	
3	ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。	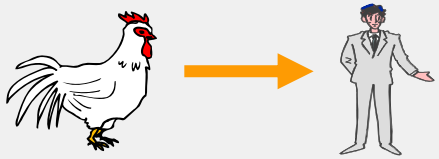	
4	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。		新型インフルエンザ
5	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生が見られる。パンデミック発生のリスクが高まる。	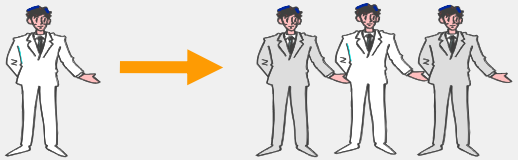	
6	パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している。		

WHOのフェーズ分類（国立国際医療センター川名医長）

フェーズ	定義	イメージ	呼称
1	普段と変わりない時期	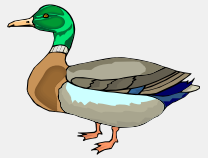	鳥インフルエンザ
2		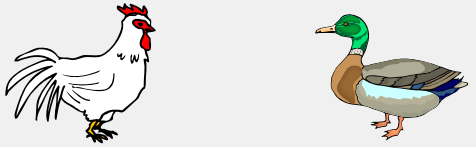	
3	封じ込め期	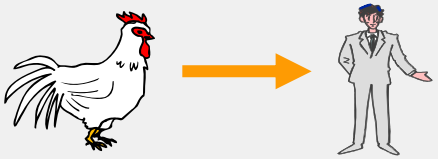	
4			新型インフルエンザ
5		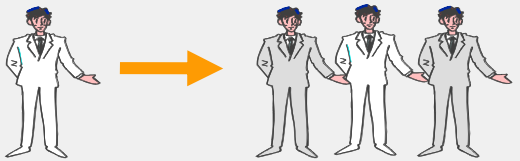	
6	大流行（パンデミック）期		

SARS の発生状況（流行曲線）worldwide

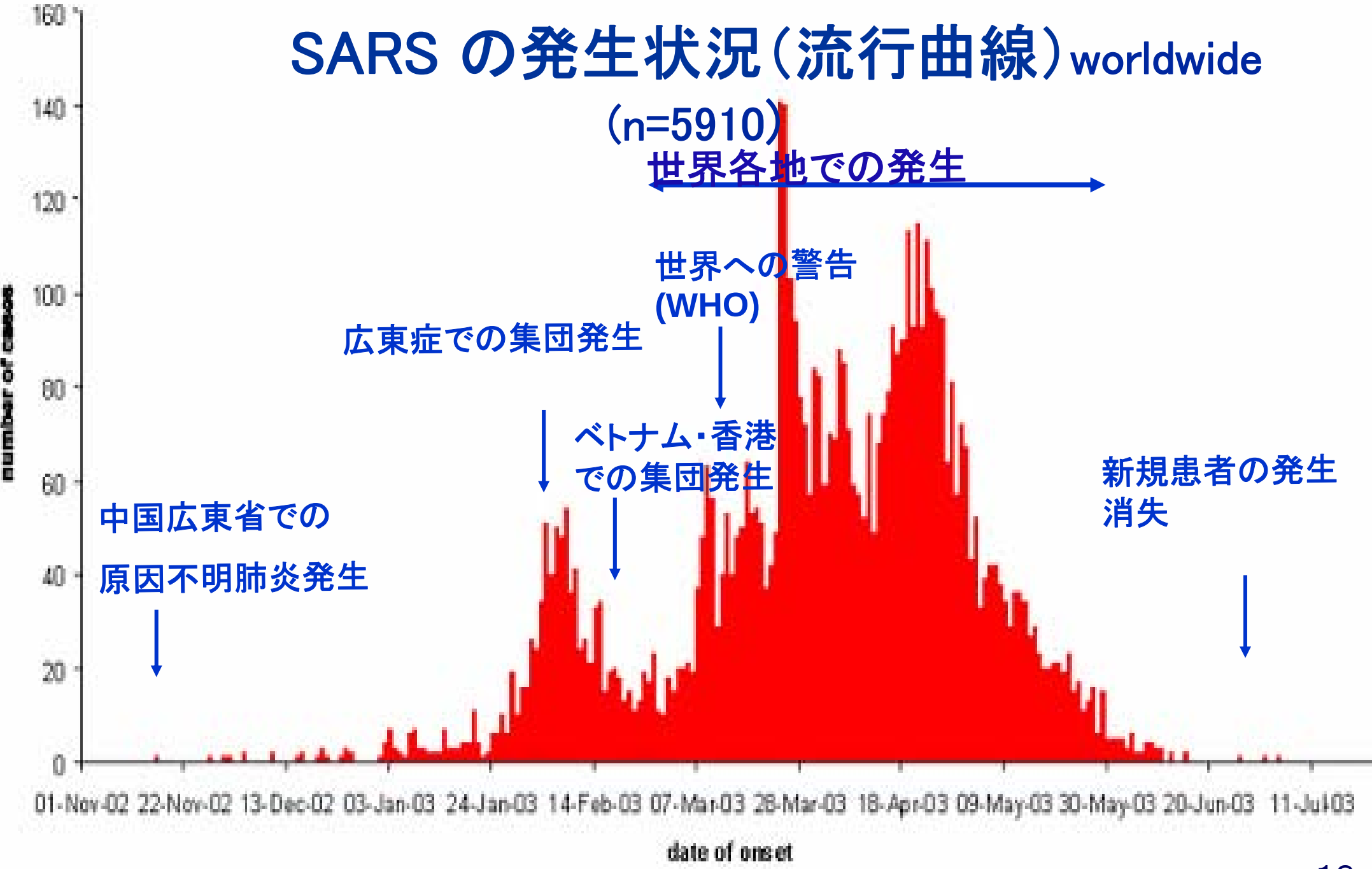

新型ウイルス出現の早期検知と早期対応

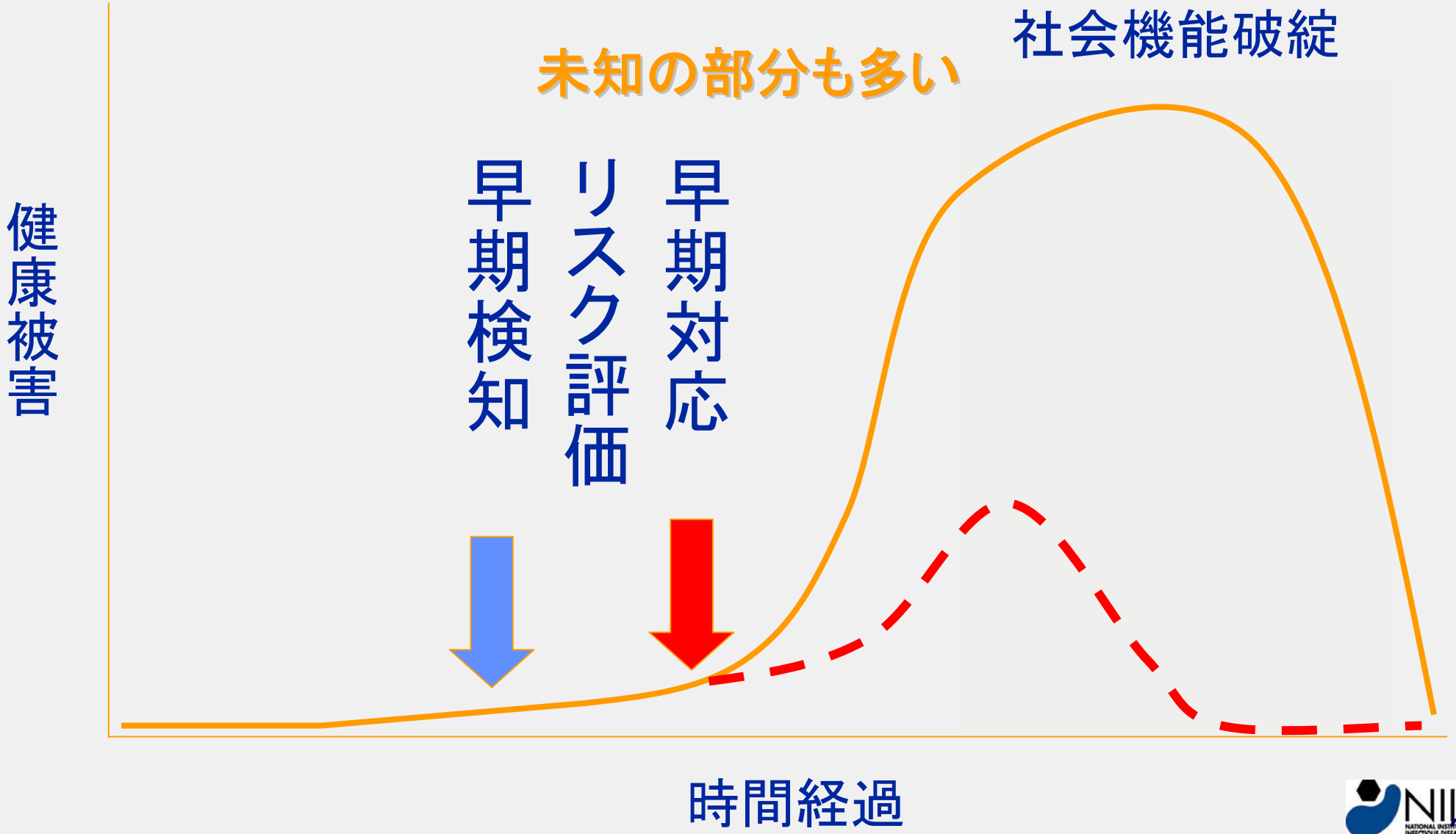

感染症は完全には防げない

- 結核、急性肺炎、SARS、赤痢、O157、インフルエンザ、……

拡がりを最小限にすることは
人の努力でできる

ありがとうございました

資料 5

平成１８年９月１３日（水）
照会先：内閣官房副長官補室　鷹合
電　話０３－３５８１－３４９５
ＦＡＸ０３－３５８１－５６０１

関係省庁新型インフルエンザ対応机上訓練の実施結果について

平成１８年９月１２日、関係省庁新型インフルエンザ対応机上訓練を実施し、また本日、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を開催したところ、その結果の概要は以下の通りでありますのでお知らせします。

記

１　訓練の概要

９月１２日午前１０時、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議が開催され、訓練開始が宣言された。会議出席者が各省庁に戻った午前１０時３０分から、内閣官房より、今回参加した鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の構成員である府省庁に対し、パンデミックフェーズの４から５で想定される新型インフルエンザ発生及び拡大状況とそれに伴って発生することが想定される状況を示すシナリオ（参考資料）、それらの状況に合わせた訓練課題（全ての府省庁に共通する全体課題７題、個別の府省庁に関係する個別課題４０題）が送付された。

シナリオ及び訓練課題はほぼ１時間おきに６回送付され、おおむね規定時間内（２時間）に回答が返信され、特に大きな混乱はなく終了した。

翌１３日１６時、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議が開催され、訓練に参加した各府省庁より今回の机上訓練の結果等について報告されるとともに、今後とも、関係省庁一体となった対策の取組みを進めていくことが確認された。

2　主な訓練の成果及び課題

○　各府省庁における情報共有体制及び意思決定過程が再確認されるとともに、各省連携の強化が図られた。

○　省庁間の机上訓練のみならず、自治体等を関与させた同様のフェーズにおける訓練の必要性が確認された。

○　今回の訓練により、どのような事態が発生するか多種多様であることが理解され、事前の準備の重要性が確認された。

○　今後さらなる訓練により、今次訓練にはなかった個別課題等に対する意思決定過程を確認することも重要である。

○　新型インフルエンザの発生に備えた各種マニュアルやガイドラインの更なる充実が必要。

（参考資料）当日配布されたシナリオ

【当日配布シナリオ①】

日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9月12日 9時	厚生労働省より内閣官房に対して、ＷＨＯがパンデミックフェーズをフェーズ４にあげる見込みであることを伝え、内閣官房より各省庁に対して、9月12日午前10時より関係省庁対策会議が開催される旨連絡があった。
9月12日 10時	ＷＨＯは疫学調査の結果も踏まえ、ジュネーブ時間の午前３時（日本時間午前10時）に正式にパンデミックフェーズをフェーズ4にあげるとともに、エックス国現地時間9月13日8時（日本時間同日午前10時）よりインフルエンザパンデミック早期封じ込め作戦を実施することを決定した。 早期封じ込め作戦を実施するにあたり、ＷＨＯが備蓄していた抗インフルエンザウイルス薬リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）をエックス国へ輸送することが決定されたが、時差の関係から、早期封じ込め作戦の実施時間に間に合わない可能性が出てきた。 このため、ＷＨＯはＡＳＥＡＮ事務局にある日本支援のタミフル50万人分を緊急的にエックス国へ搬送することを要請した。また、エックス国でのサーベイランスを強化するため、専門家派遣を各国へ要請した。 国際獣疫事務局（ＯＩＥ）と国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）は共同でエックス国に専門家チームを派遣することとして、各国に対して専門家の派遣を要請した。
9月12日 18時	ＷＨＯは、委員会を招集し、9月12日11時（日本時間同日18時）にエックス国のエム市内への不要不急の渡航の延期を勧告した。
9月13日 10時	エックス国現地時間9月13日8時より、エックス国とＷＨＯ/ＧＯＡＲＮの国際対策チームは、エム市内にて早期封じ込め作戦を開始した。エム市のＮ地区を中心に半径5kmの範囲を封鎖し、一斉にリン酸オセルタミビルの投与を行った。国連チームが合流して、生活必要機材の供与も行われたので、大きな混乱は起こらなかった。

【当日配布シナリオ②】

日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9月14日	ＷＨＯはワイ国Ｓ地域において、エックス国から帰国した人がインフルエンザ（H5N1）に感染していたことを発表。

9月17日	WHOはワイ国S地域ではこれまでに3人のインフルエンザ(H5N1)患者が確定し、数名が同様の肺炎症状で入院されていると発表した。 ワイ国保健省は、WHOに対して調査団の派遣の要請を行った。 WHOはワイ国からの要請を受けて、専門家を派遣することを決定したが、すでにエックス国に対して多数の専門家を派遣していたため、ワイ国への派遣者が不足していたことから、WHO/GOARNによる緊急参集を試みた。 エックス国N地区での動物の調査の結果、猫、馬、豚などで感染が確認された。
9月18日	WHOは9月14日にインフルエンザH5N1であることが確認された男性から分離されたウイルスが、エックス国のA氏夫人より分離されたウイルスと同一であると発表。
9月21日	WHOは疫学調査の結果を踏まえ、パンデミックフェーズを5に上げるべきかどうか、緊急電話会議を開催して検討を行った。

【当日配布シナリオ③】

日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9月22日	ワイ国で確認されたインフルエンザ（H5N1）の患者は、新型インフルエンザの感染拡大によるものであると判断され、WHOはパンデミックフェーズをフェーズ5に上げるとともに、即座に、ワイ国、エックス国全域に渡航延期勧告を出した。 ワイ国は、封じ込め作戦を実施するため、WHOに対してタミフルの供与を依頼した。しかし、WHOが備蓄しているタミフルの多くをエックス国に供与しており、ワイ国での封じ込め作戦のためのタミフルが不足していた。WHOは各国へタミフル供与を依頼した。 ワイ国は以前より協力関係が強い日本に対して、日本国大使館を通して、タミフル、マスク等の個人防護具（PPE）の供与及び臨床の専門家の派遣について依頼した。
9月24日	九州の小倉港の海上に、エックス国からの密航者がいるとの通報があり、現場を確認した海上保安部から海上保安庁に指示を求めてきた。

【当日配布シナリオ④】

日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9月26日	東北の海山県衛生部より、厚生労働省健康局結核感染症課に以下

15時	の緊急連絡があった。 40歳男性の会社員が本日朝方、発熱及び呼吸困難により、救急車により最寄りの救急病院いろは病院に搬送され、医療機関での問診により、男性はワイ国に出張し帰国後に発症したことが確認されたことから、新型インフルエンザの感染を疑われ、いろは病院から保健所へ連絡があった。 保健所は、新型インフルエンザ感染を疑い、検体を採取し、14時に県衛生研究所に搬入し、現在検査中であり、検査結果は20時頃に出る予定。

【当日配布シナリオ⑤】

日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9月26日 22時	海山県で発熱と呼吸困難を起こしていた患者はインフルエンザウイルスＨ５（Ｎ亜型は不明）に感染していたことが判明した。 患者は、いろは病院から県内の感染症指定医療機関である山川第一病院へ移送された。 Ｎ亜型の確定（H5N1の検査）のため、国立感染症研究所に検体を送付することとしたが、時間短縮のため、翌朝、県衛生研究所職員が国立感染症研究所に持参するとの連絡が入った。 海山県から厚生労働省に対して、疫学調査や臨床の専門家の派遣の要請があった。
9月27日	国立感染症研究所に検体が到着し、検査を開始した。
9月30日	国立感染症研究所による検査の結果、当該ウイルスが新型インフルエンザウイルス（H5N1）であることが確定された。

【当日配布シナリオ⑥】

日本時間	出来事（注：訓練用のシナリオです）
9月29日	在エックス国日本国大使館を経由して、ＧＯＡＲＮにて派遣されていた国立感染症研究所職員が発熱を来して、隔離され、その善後策を問い合わせる公電が届いた。 同じ頃、エックス国エム市のエム国際空港では、エム市発成田着の航空便に発熱を隠して搭乗しようとしている人がいたが、この事実に気が付くヒトはだれもいなかった。

新型インフルエンザ感染の広がり

（事前配布及び当日配布シナリオにおける感染拡大状況）

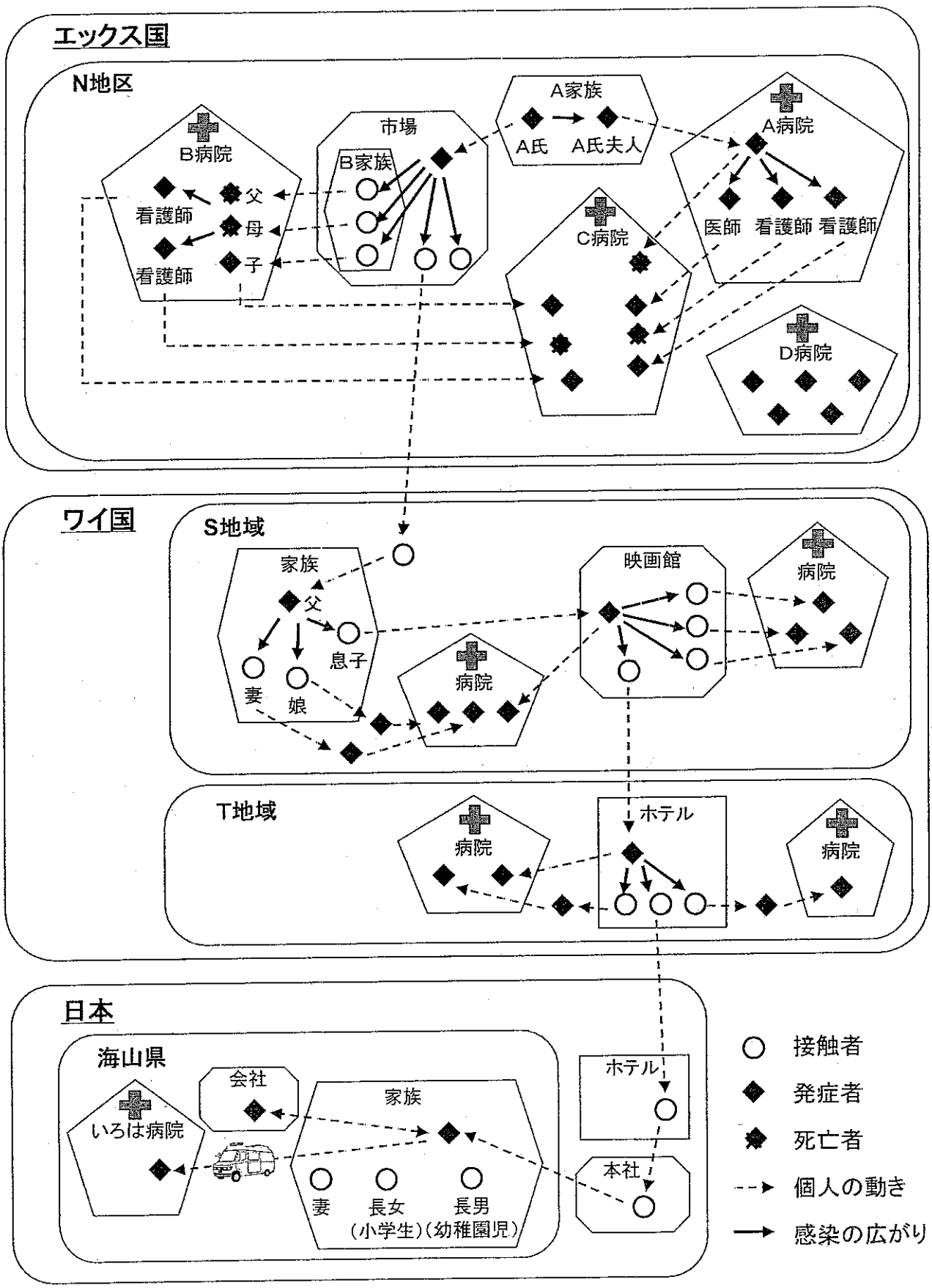

資料6

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案（H18.7.5）及び核実験実施発表事案（H18.10.9）に関する内閣官房（安全保障・危機管理担当）の対応状況

平成18年11月14日

内閣官房

北朝鮮による弾道ミサイル発射事案（H18.7.5）

【事案の概要】

- H18.7.5早朝に6発の弾道ミサイルを発射。
- その後、同日夕方にも、1発発射。
- うち午前5時頃発射された3発目はテポドン2と推定。
- その他の6発はスカッド及びノドンと推定。

【政府の初動対応】

4：00　官邸対策室設置　→　5：00　分析会議開始　→　6：18　官房長官会見

→　7：27　安全保障会議　→　8：20　官房長官会見

→　11：45　安全保障会議　→　12：13　官房長官会見

北朝鮮による核実験実施発表事案（H18.10.9）

【事案の概要】

11時50分、朝鮮中央通信が「北朝鮮が核実験を実施した旨の発表」を報道

【政府の初動対応】

10:40頃　外務省から官邸に第一報
↓
11:30　官邸対策室設置
↓
13:05　官房長官記者会見
↓
13:45　官房長官及び外務大臣がシーファー米大使と官邸で会談
→ 15:00　日韓首脳会談（於：韓国） → 16:00　安全保障会議
→ 18:30　官房長官記者会見 → 19:00　放射能対策連絡会議代表幹事会
→ 20:10　日米談話首脳会談（在ソウル日本国大使館で実施）

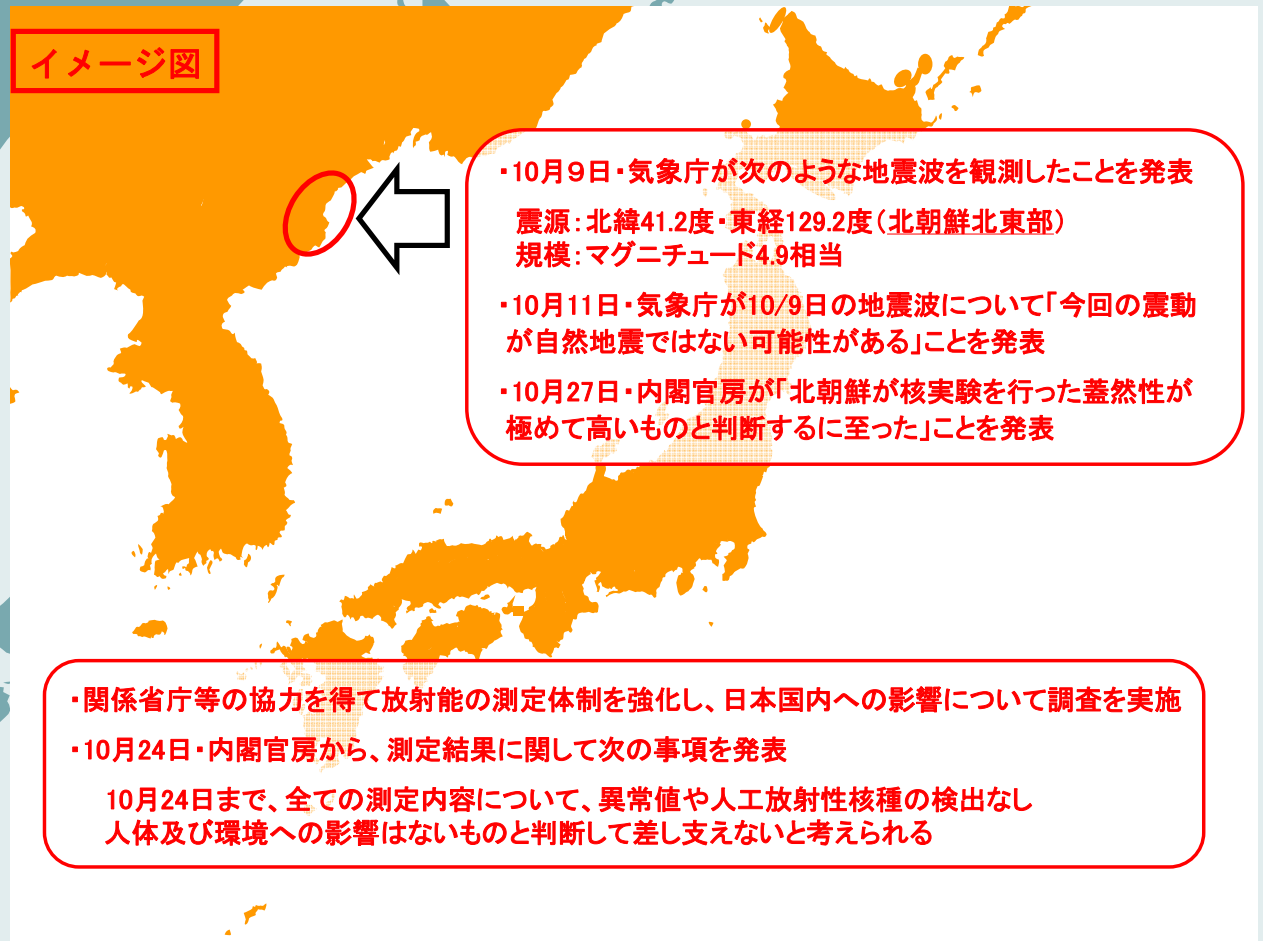

（参考）北朝鮮弾道ミサイル・核兵器開発疑惑を巡る主な動き

平成　5年	北朝鮮が、国際原子力機関（IAEA）の特別査察要求を拒否
	北朝鮮が、核兵器不拡散条約（NPT）からの脱退を宣言
	北朝鮮が、日本海中部に向けて、弾道ミサイルの発射実験を実施（ノドンが使用された可能性が高い）
平成　6年	米朝間の「枠組み合意」により、北朝鮮がNPT加盟国としてとどまる
平成10年	北朝鮮が、我が国の上空を飛び越える形で、テポドン1を基礎とした弾道ミサイルの発射を実施
平成14年	ケリー国務次官補（当時）が訪朝した際に北朝鮮が核兵器用ウラン濃縮計画の存在を認めたと米国が発表
平成15年	北朝鮮が、NPTからの脱退を宣言
	第一回六者会合開催
	北朝鮮が、使用済燃料棒の再処理完了の宣言
平成17年	北朝鮮が、既に核兵器を製造したことなどを内容とする声明を発表
	第四回六者会合で、北朝鮮による「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な放棄を柱とする共同声明を採択
	第五回六者会合で、第四回六者会合の共同声明を実施するための具体的手順などについて合意できず中断

※　その後、北朝鮮は、米国が北朝鮮と取引のあるマカオの銀行を「マネーロンダリング上の主要な懸念がある金融機関」と認定したことを米国による金融制裁であると非難し、六者会合への参加を引き延ばしている。

平成18年	北朝鮮が、日本海に向けて複数の弾道ミサイルを発射（そのうち一発はテポドン2と推定、その他はスカッド及びノドンと推定）
	北朝鮮が、核実験を行うことになる旨を表明し、その後、核実験を実施

資料7

北朝鮮によるミサイル発射事案（１８年７月）及び核実験事案（１８年１０月）に係る消防庁の対応について

平成１８年１１月１４日

総務省消防庁国民保護室

北朝鮮のミサイル発射（１８年７月）における消防庁の対応

消防庁では、北朝鮮のミサイル発射実施情報入手後、直ちに関係者を参集させ、情報収集に努めるとともに、都道府県に対して、情報提供を実施
（政府の対応等についての情報提供は５日から１４日まで計１７回）

消防庁の主な対応

７月５日

① 05:00 職員が登庁し、情報連絡体制確立

② 06:00 情報連絡室設置（第１次応急体制）

（06:18 官房長官会見実施）

③ 06:30 都道府県に対して、以下の内容の緊急連絡発出（第１報）

- 北朝鮮から、何らかの飛翔体が発射された模様
- 消防庁では、関係者を直ちに参集させるとともに、午前6時に情報連絡室を設置し、情報収集に努力

7月5日

④ 08：33 都道府県に対して、08：20に発表された内閣官房長官声明（北朝鮮に対して、我が国として厳重に抗議するとともに、遺憾の意を表明）を情報提供

⑤ 10：47 都道府県に対して、防衛庁発表資料「北朝鮮から発射された弾道ミサイル又は飛翔体について」を情報提供

⑥ 11：36 都道府県に対して、閣議決定の「特定船舶の入港禁止措置に関する情報について」を情報提供

⑦ 12：40 都道府県に対して、11：45に開催された安全保障会議でとりまとめられた「我が国政府の当面の対応について」（万景峰92号の入港禁止等9項目の対北朝鮮措置を決定）を情報提供

⑧ 18：27 都道府県に対して、第7発目の飛翔体について情報提供

7月6日～14日 防衛庁の発表資料や消防庁の連絡体制等について継続的に情報提供

北朝鮮の核実験（18年10月）における消防庁の対応

○ 消防庁では、北朝鮮の核実験実施情報入手後、直ちに関係者を参集させ、情報収集に努めるとともに、都道府県に対して、情報提供を実施
（政府の対応等についての情報提供は9日から27日まで計17回
また、放射能影響の観測結果についての情報提供は10日から24日まで計13回）

○ テロ災害等不測の事態に対応できるように、消防庁対策室を設置し、情報収集及び関係機関との連携体制を強化するとともに、都道府県に対して「テロ災害に関する緊急警戒について」の通知を発出

消防庁の主な対応

10月9日

① 11:41 TBSテレビで核実験実施情報を覚知、情報収集連絡体制を強化

② 11:50 都道府県に対して、消防庁において情報を確認中である旨の速報を送付（第1報）

③ 13:09 都道府県に対して、13:05に実施された官房長官記者会見（政府として、目下事実確認に全力を挙げている旨表明）に関する情報提供

④ 18:37 都道府県に対して、18:30に発表された官房長官声明（北朝鮮の核実験表明等につき、北朝鮮に対し厳重に抗議し、断固として非難する旨表明）を情報提供

10月10日

⑤ 17:40 都道府県に対して、放射能影響の測定結果に関する情報発出
（以降、本件については、24日までに13回に渡り、定期的に情報発出）

11日

⑥ 22:45 都道府県に対して、21:00に開催された安全保障会議でとりまとめられた「北朝鮮による核実験に係る我が国の当面の対応について」（すべての北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からのすべての品目の輸入を禁止等を決定）を情報提供

12日

⑦ 13:30 消防庁次長を長とする消防庁対策室を設置

⑧ 15:25 都道府県に対して、消防庁対策室の設置を知らせるとともに、地方公共団体において関係機関の連携強化を要請

13日

⑨ 18:10 同日すべての北朝鮮籍船の入港禁止等の措置が閣議決定されたことを受け、都道府県に対して、「テロ災害に関する緊急警戒について」を通知、各都道府県において緊密な情報連絡体制を整える等、必要な措置を講じることを要請
（別添参照）

27日

⑩ 16:37 都道府県に対して、「北朝鮮が核実験を行った蓋然性が極めて高いものと判断するに至った」との「北朝鮮の核実験実施に関する政府の見解について」を送付

（別添）

消防参第１１８号
消防運第３０号
平成18年10月13日

各都道府県危機管理担当部局長　殿

消防庁国民保護・防災部
参事

国民保護運用室長

テロ災害に関する緊急警戒について

都道府県及び市町村におけるテロ災害対策については、「テロ災害対策の再確認及び徹底について」（平成17年7月15日付消防運第22号）等において、テロ災害対策の徹底を図っていただくようお願いしてきたところです。

去る11日の安全保障会議においてとりまとめられた「北朝鮮による核実験に係る我が国の当面の対応について」を受けて、本日、すべての北朝鮮籍船の入港禁止等の措置が閣議決定されました。

消防庁においても去る12日に「消防庁対策室」を設け、地方公共団体に対して関係機関等との連携強化に努められるよう要請してきたところですが、以上のような状況を踏まえると、さらにテロ災害対策に万全を期す必要があると考えられます。

つきましては、貴都道府県におかれても、上記通知等を参照の上、関係機関との緊密な情報連絡体制を整える等、必要な措置を講じるとともに、貴都道府県内の市町村及び消防機関に対してもこの旨連絡し、迅速な対応ができるよう配慮願います。

なお、危険物施設の安全確保については、「生活関連等施設の安全確保の留意点（送付）」（平成17年8月31日付消防国第27号）を参考に御対応願います。

別添「テロ災害対策の再確認及び徹底について」（平成17年7月15日付消防運第22号）

消防運第２２号
平成１７年7月１５日

各都道府県緊急テロ対策担当部長　殿

消防庁国民保護運用室長

テロ災害対策の再確認及び徹底について

平成１７年７月７日に英国ロンドン市内の地下鉄等において同時爆破テロが発生したことを踏まえ、都道府県及び市町村におけるテロ災害対策について、「テロ災害に関する緊急警戒について」（平成１７年７月７日付け消防運第１９号）により、迅速な対応体制の確立を図って頂くようお願いしたところです。

今後も引き続き、関係機関との緊密な情報連絡体制を整える等、必要な措置を講じるとともに、下記の事項に留意し、テロ災害対策の再確認及び徹底を実施して頂くようお願いします。

また、貴都道府県管内の市町村及び消防関係機関に対しても、この旨周知願います。

記

1　テロ災害に係る体制の確認

(1)　都道府県及び市町村における防災　危機管理体制について再確認を行うとともに、警察等関係機関との連絡体制について具体的な点検を行い、緊急時の情報連絡に齟齬をきたさないようにすること。

(2)　テロに関する情報の収集、連絡等に的確に対応するため、休日　夜間を含めて必要な体制を確保すること。

(3)　警察等関係機関と連携し、公共交通機関や大規模集客施設等の各種施設におけるテロ災害発生の可能性を考慮し、迅速かつ適切な対応を行うための必要な検討を行うこと。

(4)　テロ災害を想定した相互応援態勢や緊急消防援助隊の出場態勢の確認を行うほか、必要に応じ訓練を行うこと。

2　テロ災害発生時の適切な対応

(1)　テロ災害が発生した場合は、迅速かつ確実な情報収集、伝達を行える体制を早期に確立して必要な情報収集、伝達を行うとともに、警察等関係機

関との情報共有を図ること。

(2) 同時に多数の負傷者が発生した場合は、消防機関へ短時間に多数の通報が集中することが予想されることから、このような事態においても適切な救急要請対応等が行えるよう、警察等関係機関との密接な連携を図ること。

(3) 必要に応じ、時期を失することなく緊急消防援助隊の出動について消防庁長官に対し、要請を行うこと。

(4) 特に消防活動に関しては、保有する資機材等に応じた対応を考慮するとともに、災害現場における活動に当たっては、警察等関係機関からの情報収集を図るなど、安全管理に十分配意し、二次災害の防止に万全を期すこと。

3 テロ災害発生時の即報等

テロによる災害等（事前の情報やその疑いがある災害も含む。）が発生した場合は、火災・災害等即報要領に基づき、速やかに消防庁に報告すること。

また、消防機関は報告を都道府県に行うと同時に消防庁へも直接通報するとともに、警察等関係機関へ連絡するなど迅速な情報共有を図ること。

4 その他

警察庁からも、平成１７年７月７日付けで、各都道府県警察に対し、現下の警備実施状況の再点検と引き続きの警戒警備及び情報収集の徹底について指示が出されていますのでお知らせします。

（連絡先）
国民保護運用室　担当：西原テロ対策専門官、宮脇係長
電話　０３－５２５３－７５５１
Fax　０３－５２５３－７５４３

資料8

消防庁・地方における取組みについて

平成18年11月14日

総務省消防庁　国民保護室

国民の保護に関する計画のスケジュール等について

【国】

国民の保護に関する基本指針(H17.3月作成済み)

・国民保護の実施に関する基本的な方針
・国民保護計画及び業務計画の作成の基準
・想定される武力攻撃事態の類型
・類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

【指定行政機関】

国民保護計画
(H17.10月全機関作成済み)

・内閣総理大臣に協議

【都道府県】

国民保護計画
(H18.3月全団体作成済み)

・国民保護協議会に諮問
・内閣総理大臣に協議
H17.7.22･･･福井県、鳥取県
H18.1.20･･･21道府県
H18.3.31･･･24都県
・議会に報告

【指定公共機関】

国民保護業務計画
(H18.5月までに全159機関作成済み)

・内閣総理大臣に報告

【消防庁】

・都道府県モデル計画作成
(H17.3月作成済み)

【市町村】

国民保護計画
(H18年度)

・国民保護協議会に諮問
・都道府県知事に協議
・議会に報告

【指定地方公共機関】

国民保護業務計画
(H18年度)

・都道府県知事に報告

【消防庁】

・市町村モデル計画作成
(H18. 1月作成済み)

市町村国民保護協議会

○会長･･･市町村長
○委員･･･下記から任命

・助役
・教育長
・区域を管轄する消防長等(消防団長)
・市町村の職員
・区域を管轄する指定地方行政機関の職員
・自衛隊に所属する長官の同意する者
・都道府県職員(警察官を含む)
・当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
・専門家、有識者、医療関係者、一般の住民など

※「国民保護法制整備本部」第5回会合の申し合わせスケジュールより

市町村における国民保護に係る進捗状況

（平成18年11月1日現在）

○市町村国民保護協議会の設置に係る条例の制定状況

	市町村	制定済み市町村	制定率
平成18年11月1日現在	1840	1811	98.4%
平成18年6月20日現在（前回報告）	1843	1500	81.4%

※市町村数には、特別区を含む。

○市町村国民保護協議会の開催状況

	制定済み市町村	開催済市町村	開催率
平成18年11月1日現在	1811	1112	61.4%
平成18年6月20日現在（前回報告）	1500	230	15.3%

○市町村国民保護計画の作成状況

	作成済市町村
平成18年11月1日現在	8
平成18年6月20日現在（前回報告）	5

※作成済み市町村

（北海道）江別市
（岩手県）大槌町
（鳥取県）境港市、三朝町、日南町、智頭町、日野町、北栄町

○市町村国民保護計画の都道府県知事協議予定時期

（「都道府県知事協議」とは、国民保護法第35条第5項に定める、市町村国民保護計画の作成に関わる都道府県知事の協議をいう。）

	平成18年度中	未定
平成18年11月1日現在	1814	26

※「平成18年度中」には、作成済み市町村（8団体）を含む。

※「未定」には、平成18年度中に編入合併を予定しているため計画を作成する必要のない市町村（8団体）を含む。

総務省消防庁国民保護室 調査（平成18年11月）

平成18年度における国民保護訓練について

平成18年11月14日現在

種別		実施済	実施予定	計
共同	図上	6	2	8
	実動	2	1	3
計		8	3	11
単独	図上	4	14	18
	実動	7	0	7
計		11	14	25
総計		19	17	36

※　共同訓練：地方公共団体と国と共同で行う訓練
　　単独訓練：地方公共団体単独で行う訓練

平成１８年度における国民保護訓練の特徴

○　１７年度末に全都道府県の国民保護計画が策定されたことから、訓練を実施する都道府県が昨年度より増加

※　１７年度１２件→１８年度３６件（単独、共同併せて）

○　年に1回以上訓練を実施する県も存在

・福岡県2回（図上2回）　・鹿児島県3回（実動1回、図上2回）

○　市町村が単独主催となって国民保護訓練を実施するケースも存在

・新庄市（山形県）　・横浜市　・三木市（兵庫県）

・三朝町（鳥取県）　・佐世保市（長崎県）

○　地域それぞれの事情に応じたシナリオを想定し、訓練を実施

・商業施設や生活関連施設を狙ったテロ（埼玉県、東京都など）

・石油基地や原発を狙ったテロ（北海道、茨城県など）

・島の不法占拠（島根県、鹿児島県）

１　実施済みの共同訓練（図上６件、実動２件）

主催団体	種別	実施時期	シナリオ概要	参加団体	参加規模
北海道	実動	18.8.25	石油コンビナートの爆破テロ、及びその他のコンビートでも爆発物が発見	官房、消防庁、自衛隊、海保、道、苫小牧市、厚真町等	134人
茨城県 東海村他	実動	18.9.29	原子力発電所がテログループによる攻撃を受け、放射性物質放出	官房、消防庁、自衛隊、県、全市町村等	約2,400人
埼玉県	図上	18.10.26	JR川口駅周辺における化学剤を用いたテロ	官房、消防庁、自衛隊、県、川口市等	85人
東京都	図上	18.11.10	都内各所における高性能爆薬及び化学剤（サリン）等を用いた多発テロ	官房、消防庁、自衛隊、都、港区、台東区、豊島区等	480人
福井県	図上	18.10.20	武装集団が海岸から県内に侵入し、生活関連等施設などを同時に爆破、多数の死傷者が発生すると共に、さらなる爆破予告	官房、消防庁、自衛隊、県等	157人
大阪府	図上	18.11.2	テロリストによるターミナル駅・列車等の爆破	官房、消防庁、自衛隊、府、兵庫県、京都府、大阪府等	130人
鳥取県 米子市	図上	18.8.9	大規模集客施設における化学剤を用いたテロ	官房、消防庁、自衛隊、県、米子市、海保等	200人
福岡県	図上	18.10.16	福岡市内でテログループが化学物質を用いた爆破テロを行い、多数の死傷者が発生し、その後、テログループによる立てこもり事案が発生	官房、消防庁、自衛隊、県、福岡市等	272人

２　実施済みの単独訓練（図上４件、実動７件）

主催団体	種別	実施時期	シナリオ概要	参加団体	参加規模
青森県 むつ市他	実動	18.8.30	イベント会場（しもきた克雪ドーム）における化学剤を用いたテロ	県、むつ市、下北地域広域行政事務組合、自衛隊、海保等	370人
新庄市 （山形県）	実動	18.10.21	総合防災訓練を国民保護に係る訓練と兼ねて実施	市、県等	600人
東京都	実動	18.11.10	大規模集客施設における化学剤（サリン）を用いたテロ	都、豊島区、自衛隊等	480人
富山県	図上	18.10.31	石油コンビナートにおける爆破テロ	県、射水市、自衛隊、海保等	100人
石川県	実動	18.10.29	金沢港石油基地における爆破テロ	県、富山県、福井県、県内全市町 自衛隊、海保等	約500人
三木市 （兵庫県）	図上	18.8.11	市内2箇所にミサイルが着弾	市、県、自衛隊等	65人
三朝町 （鳥取県）	実動	18.10.8	町内における武装勢力の潜入・潜伏	町、県、自衛隊等	190人
長崎県	図上	18.10.16	石油基地における爆発音、爆発物の発見、不審船の発見、さらには不審者グループの目撃情報	県、新上五島町、時津町、南島原市 佐々町、諫早市、島原市、自衛隊、 海保等	105人
熊本県 菊池市	実動	18.9.3	菊池市中心部における化学剤散布によるテロ	県、市、自衛隊等	137人
鹿児島県	図上	18.9.4	無人島を武装勢力が不法占拠	県	40人
鹿児島県 十島村	実動	18.11.11～ 12	無人島を武装勢力が不法占拠	県、十島村、自衛隊、海保	310人

３　今後実施予定の訓練

（共同訓練　図上2件　実動1件）

主催団体	種別	実施時期	シナリオ概要	参加団体	参加規模
鳥取県・米子市	実動	18．11．26	大規模集客施設における化学剤を用いたテロ	官房、消防庁自衛隊、県、市等	未定
佐賀県	図上	19．2月上旬	化学剤を用いたテロ	官房、消防庁、自衛隊、県、市等	未定
愛媛県	図上	19．2月上旬	国籍不明の武装集団の進入	官房、消防庁、自衛隊、県、市等	未定

（単独訓練　図上14件）

主催団体	種別	実施時期	シナリオ概要	参加団体	参加規模
島根県	図上	18．11．16	緊急対処事態における離島避難	県、市等	未定
山形県	図上	18年度中	未定	未定	〃
新潟県	図上	〃	〃	〃	〃
神奈川県	図上	〃	〃	〃	〃
岐阜県	図上	〃	〃	〃	〃
静岡県	図上	〃	〃	〃	〃
京都府	図上	〃	〃	〃	〃
兵庫県	図上	〃	〃	県、市町村等	〃
愛知県	図上	〃	〃	未定	〃
福岡県	図上	〃	〃	〃	〃
熊本県	図上	〃	〃	〃	〃
鹿児島県	図上	〃	〃	〃	〃
横浜市	図上	〃	〃	〃	〃
佐世保市	図上	〃	〃	〃	〃